

下水道使用料を改定します

物価高騰や施設の老朽化対策により下水道事業の経営は厳しい状況にあります。将来にわたり安定したサービスを維持するため、下水道使用料を25%引き上げます。

一方で、市民のみなさんの負担が急に増えないよう、令和 8 年 10 月から令和 9 年 9 月検針分は改定率を12%とし、さらに令和 8 年 10 月から令和 9 年 3 月は国の物価高騰対策交付金を活用することで使用料を据え置きます。

また、少量使用者が増えていることから、基本水量を水道料金に合わせ、現行の 20立方メートル(2か月)から10立方メートル(2 か月)に変更します。新たに設定した従量料金の影響は、基本使用料の増額を抑制することで調整しました。

■公共下水道使用料・農林業集落排水使用料(平吹地区除く)【2 か月、税抜】

閉栓・検針時期		～R8.9.30	R8.10.1～ R9.3.31	R9.4.1～ R9.9.30	R9.10.1～
		現行	据え置き	12% 改定	25% 改定
基本料金		2,200 円	2,000 円	2,240 円	2,500 円
↑ m ³ 量 料	11m ³ ～20m ³	—	(新設) 20 円	22 円	25 円
	21m ³ ～60m ³	133 円	物価高騰 133 円	149 円	166 円
	61m ³ ～100m ³	162 円	対策により 162 円	181 円	203 円
	101m ³ ～200m ³	177 円	177 円	198 円	221 円
	201m ³ ～600 m ³	192 円	据え置き 192 円	215 円	240 円
	601 m ³ ～	206 円	206 円	231 円	258 円

- ※ 今回の下水道使用料改定に伴う水道料金の変更はありません。
- ※ 実際の引き上げ(12%改定)は、偶数月検針地区は R9.2月検針日～4月検針日までの使用分から、奇数月検針地区は R9.3月検針日～5月検針日までの使用分からとなります。ご注意ください。

■戸別公共浄化槽使用料・平吹地区農業集落排水使用料【2 か月、税抜】

閉栓・検針時期	～R8.9.30	R8.10.1～ R9.3.31	R9.4.1～ R9.9.30	R9.10.1～
	現行	物価高騰 据え置き	12% 改定	25% 改定
基本料金 一世帯あたり	4,600 円	4,600 円	5,152 円	5,750 円
世帯員割料金 世帯員一人あたり	1,000 円	据え置き 1,000 円	1,120 円	1,250 円

■ 下水道使用料の計算例 【据え置き期間 R8.10.1～R9.3.31】

下水道使用料 = 基本料金 + 従量料金 + 消費税

【例】 2か月の使用水量が「75m³」のとき(下水道使用料のみ)(消費税 10%、1 円未満は切捨て)

基本料金	(1～10m ³ までは基本料金に含む)	2,000 円
従量料金	11～20m ³ の 10m ³	× 20 円 = 200 円
従量料金	21～60m ³ の 40m ³	× 133 円 = 5,320 円
従量料金	61～75m ³ の 15m ³	× 162 円 = 2,430 円
計		9,950 円 × 1.1 = 10,945 円

ご不明な点については、下記にお問合せください。

- ・ 下水道使用料の改定に関すること … TEL 0778-22-7918 (越前市上下水道課)
 - ・ 料金に関すること … TEL 0778-22-7929 (越前市上下水道お客さまセンター)
- 越前市府中一丁目 13 番 7 号 越前市役所 4 階 (営業時間 月～金曜日 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分)
- ※このお知らせは、下水道の契約がない方にも配布しています。